

## 資料 5

# 薩摩川内市の 地区コミュニティ協議会制度

## 1. まちづくりを取り巻く現状と課題

### (1) 地方分権

「地方分権一括法」の施行に伴い、まちづくりは、従来の全国一律、平等によるまちづくりから各地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへと移行しつつあります。地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定(自己決定)し、その責任も自分たちが負う(自己責任)という行政システムを構築し、住民と行政がより緊密なパートナーシップを築きながらまちづくりを進めていく必要があります。

### (2) 少子・高齢化

少子・高齢化の進展は顕著であり、地域づくりの担い手である若年層の減少によるコミュニティ活動の衰退が懸念されます。市民ひとり一人が、自分の住む地域の福祉や環境、教育などのさまざまな活動に取り組み、相互扶助による地域の活性化に向けた体制づくりを促進する必要があります。

### (3) 市民ニーズ

高度情報化や国際化の一層の進展、住民の価値観や生活様式の変化などにより、住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想されます。市民の地域社会やまちづくりへの参画を促すための広報広聴の充実と、情報のネットワーク化の推進により、事務の効率化及び市民サービスの向上を図る必要があります。

### (4) 市の財政

国における税財政改革が加速されるなか、全国的な景気の低迷等による市税収入の伸び悩みに加えて、地方交付税や国庫補助金の削減により歳入が減少し、財政状況は一段と厳しさを増しています。地域住民の参画・協力体制による創意工夫を活かした地域活動を地区(校区)単位に推進していく必要があります。



## 2 . 地区コミュニティ協議会制度とは

地区コミュニティ協議会制度とは、市民が主体となった地域づくりを促進するために従来の地区※における連絡協議会などの機能(運営体制や助成体制など)や事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な地区コミュニティ※の組織体制の確立・運営のためのしくみのことを言います。

なお、地区単位での課題や問題点を話し合いながら、「地区振興計画※」の自主的な策定を促進し、その問題解決のために自らできる施策・事業を実施することによりコミュニティ機能の活性化を図ります。

また、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)との連携を図ります。

地区...合併前の関係市町村の地区・小学校区の範囲を示します。

地区コミュニティ...人々が共同体意識をもって、共同生活を営む一定の区域のことを指します。

地区振興計画...これからの地方分権時代には、これまでも増して地域住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方にに基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

※新市においては地域協議会(地域審議会)は設置せず、これに代わる組織として、その広聴機能を充実させた地域コミュニティ協議会を設置します。地区コミュニティ協議会は地域協議会(地域審議会)よりも設置単位が小さく、永続的な組織であり、それだけきめ細かく継続して地区の意見・要望を政策に反映させることが可能になります。



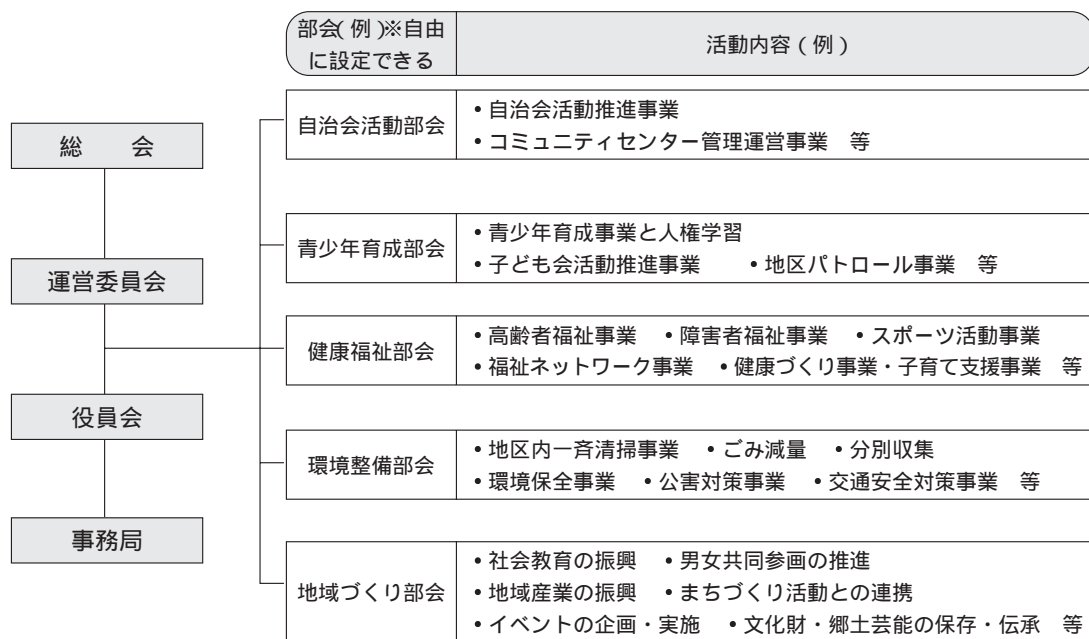
### 3 . 協議会が行う主な事業内容例

- ( 1 ) 地区における各種事業活動
- ( 2 ) 地区の広報広聴活動
- ( 3 ) 情報交換・交流活動
- ( 4 ) 地区の振興方策の調査研究 ( 地区振興計画策定 )
- ( 5 ) 地区コミュニティセンター ( コミセン ) の維持管理
- ( 6 ) 各種学習講座の実施

〈別表 1 参照〉

### 4 . 協議会の組織

#### ( 1 ) 組織イメージ ( 例 )



〈別表 2 参照〉

#### ( 2 ) 部会の設置

協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体等を、その業務や内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区の協議会で協議されるべきものです。

### ( 3 ) 事務局

協議会の運営を円滑に進めるために事務局を設置し、協議会への補助金等を活用し、協議会事務全般を行う協議会雇用の臨時職員を配置していただきます。

## 5 . 協議会発足のねらい

### ( 1 ) 住みよいまちづくりの推進

地域力を育み、地域課題の解決に主眼を置いて、住民が主役となった住みよいまちづくりを推進していただきます。

### ( 2 ) 地区の連携

地区組織の中で、自治会や各種団体が、一緒になってまちづくりを行っていくことにより、結びつきが非常に強くなります。自治会と各種団体、団体同士などの連携強化が図れます。

### ( 3 ) 効率的かつ効果的な事業の推進

市が行っている業務の中で、地区で行うことが効率的かつ効果的な事業については積極的に委託していきます。そのために必要な財源の仕組みも整備していきます。

このことにより、これまで行政を通してからしか行えなかった事業などを、地区で素早く行い解決する道を拓くことができるようになります。

### ( 4 ) 補助金の使い道を、地区で決めることができる

現在、各課が地区(校区)組織を単位に交付している補助金等を早い時期に一本化して協議会に集約・交付します。使い道は、協議会で話し合いを基に決めることができるようになります。

### ( 5 ) 地区の独自事業の推進

協議会では、地区で行いたいことを話し合い、実際にその事業を行うことができるようになります。事業を行うための財源は、市からの補助金や委託料に頼るだけでなく、積極的に国県の地域づくり資金を充てることもできます。



## 6 . 組織づくりの進め方

### ( 1 ) 準備委員会の発足

地区内の既存の組織及び各種団体の代表者や、公募による積極的な住民参加などを図り協議会の組織構成及び活動内容、規約等について検討・協議するための準備委員会を年内に発足していただく必要があります。行政は準備委員会の要請を受けて、合併時以降、準備委員会の名の下に開催される協議・検討の機会に随時参加し、指導・助言をするとともに必要な資料作成をコミュニティ課（支所にあつては地域振興課）に配置された職員が積極的にお手伝いすることになります。

### ( 2 ) 協議会の組織構成

協議会は、次のような組織により構成されることが想定されます。組織ごとの機能や役割定数等について検討・協議する必要があります。

組 織	内 容
①総 会	協議会の最高の議決機関であり、重要事項等の最終的な決定を行います。（年1回、代議員制）
②運営委員会	役員会の運営に誤りや偏りがでないように、チェックする役割を担当するとともに、地区内の総合的施策の研究検討を行います。
③役員会	協議会の執行機関として全体のとりまとめや運営を担当します。
④事務局	コミセンの管理運営や協議会内部組織に関する庶務などを担当します。
⑤各部会	地域にある各種団体を、その活動内容によってまとめたものです。自治会活動部会、青少年育成部会、健康福祉部会、環境整備部会、地域づくり部会などの部会があり、地域のための活動を行います。

### ( 3 ) 事業計画・予算

協議会の組織や部会ごとに活動方針を決め、年間の事業計画に基づき、予算を編成する必要があります。

### ( 4 ) 規約の整備

実際に協議会を運営するための規約を整備します。諸活動は、この規約に基づいて行います。

### ( 5 ) 地区( 校区 )住民への説明

準備委員会において組織・事業計画・規約が出来上がっても、地区( 校区 )住民及び各種団体の賛同を得なければ、組織として機能しません。随時説明会を行い、地区( 校区 )住民及び各種団体の理解を得ることが重要です。

## ( 6 ) 設立総会

( 1 )～( 5 )までの手順を踏まえ、最終的には地区( 校区 )の総意を集約する総会において議決される必要があります。

# 7 . 行政の支援

協議会は、住民の皆さまが自治という形で運営していきます。行政とはあくまで対等の関係であり、どのようにしなさいなど行政が口を挟むことはいたしません。

## ( 1 ) アドバイスを行う

役員会や各部会の会議に必要な応じ、本庁のコミュニティ課や支所の地域振興課から職員がアドバイザーとして出席し、行政情報のほか法律や条例など専門的な知識を情報として提供します。

また、協議会長の要請があれば、新市総合計画の基調となる地区振興計画の策定等に積極的に参画し、地区住民が考えるまちづくりを支援します。

## ( 2 ) 事務運営に対する支援

協議会の横断的な活動の充実・拡大を図るため、「人材」についても支援していきます。

### ① コミュニティ主事(兼公民館主事)の配置

協議会が行う活動の指導・支援を行うため、コミュニティ主事(市嘱託員)を1人ずつ配置します。

また、地区内の生涯学習活動の支援を行うため、コミュニティ主事に公民館主事として教育委員会からの兼務発令を行います。

### ② 協議会職員の配置

協議会内部組織の庶務、協議会の運営やコミセンの管理運営を行うため、市から協議会へ交付する補助金等を活用し、事務局となる協議会職員を雇用することもできます。

### ③ 公民館長の配置

協議会区域内に社会教育法の規定に基づく公民館を設置する予定です。公民館が設置されれば、公民館長が配置されます。公民館長はコミュニティ主事(兼公民館主事)と協力し、地区内の生涯学習活動の支援を行います。



## ◆ コミセン及び協議会における職員等の配置

項目	名称	職務内容
新市採用 (市嘱託員)	コミュニティ主事兼公民館主事(コミ主事に兼務発令)	地区の広報広聴活動等 生涯学習に関する指導及び運営等
協議会採用 (臨時職員)	協議会職員	協議会の運営等(協議会の事務状況により職務内容を決定)

※原則として、各コミセンに2人以上の者が勤務する。

### ( 3 ) 活動に対する支援

協議会の健全な発展を図るとともに、活力ある地域社会づくりの推進を目的として、国や市の各種助成事業の有効活用を積極的に支援します。

- ① コミュニティ助成事業（財団法人 自治総合センター所管）
- ② 長寿社会づくりソフト事業（財団法人 地域社会振興財団）
- ③ （仮称）地区コミュニティ活性化事業（新市事業）
- ④ 地区コミュニティ協議会運営支援事業（新市事業）

### ( 4 ) コミュニティセンター（地区( 校区 )）の設置

各地区（校区）におけるコミュニティ活動の拠点的な施設として「地区コミュニティセンター」の整備・充実を図り、地区（校区）ごとの話し合い活動の場としての活用や伝統行事、イベント、市民交流等の場として活動しやすい環境づくりに努めます。

### ( 5 ) 組織の改善

行政側の組織も、地域の組織体制に対応した組織化を図り、よりよいまちづくり支援体制を推進していきます。

- ① コミュニティ課（本庁）・地域振興課（支所）「市長部局」  
協議会への支援・助言及び市役所関係課への取り継ぎ、コミセンの管理運営の対応にあたります。
- ② 生涯学習課（本庁・支所）「教育委員会」  
主に社会教育の推進及び生涯学習への支援にあたります。
- ③ 企画政策課甑島振興係（本庁）  
主に甑島地域の振興支援にあたります。



### ( 6 ) 活動時の補償

地区( 校区 )住民の皆さんが安心して協議会活動が行えるように万一の事故に備えて、市で市民活動災害補償保険に加入します。

## 8 . 課題

### ( 1 ) 自己決定・自己責任

「地域で決めて行った事業が計画どおりにいなくても、その責任は自分たちで取る」といった自己責任感が必要となります。当然、行政も一緒に進めていきます。

## ( 2 ) 住民の負担の増大 ( 一部住民 )

地区コミュニティ協議会の構成メンバーは、ほとんどの方がボランティアとして活動を行っていただくこととなります。そのため、各組織・団体などでの会議回数が増え、特定の者の会議出席回数が増えること等により、現在よりも特定の者に負担が偏るのではと危惧しています。役割分担等、みんなで話し合い、特定の者に過重な負担が偏らないよう、十分な配慮が望まれます。

## ( 3 ) コミュニティに参加しない人への対応

特に市街地の地区コミ協の抱える大きな課題であり、全市的に検討すべきものとして継続的な課題とさせていただきます。

〈別表1〉

# 9 . 事業計画 ( 例 )

### 〇〇地区コミュニティ協議会事業計画

事業内容		事業内容	
4月	地区コミ協議会総会	10月	地区内の要望事項提案(市政を語る会) 地区大運動会
5月	運営委員会(第1回) コミ協だよりの発行	11月	文化祭(コミセン祭り) コミ協だよりの発行
6月	地域防災連絡調整会議 防災タウンウォッチング 河川愛護作業 地区グラウンドゴルフ大会 地区スポーツ大会	12月	運営委員会(第3回) コミ協だよりの発行
7月	ふるさとクリーン大作戦 地区子どもスポーツ大会 コミ協だよりの発行	1月	消防出初式 新年の集い コミ協だよりの発行
8月	道路愛護作業 夏祭り 街頭パトロール	2月	
9月	運営委員会(第2回) 健康講演会 コミ協だよりの発行	3月	運営委員会(第4回) 子ども育成講演会 コミ協だよりの発行

※部会は必要に応じて随時開催

※役員会は原則月に1回開催

※地域の実情や規模により、事業内容は大きく変わると考えられます。





## 10. 部会事業内容(例)

部会名	構成	活動方針	事業内容
自治会活動部会	自治会、消防団、消防後援会など	自分たちのまちは、自分たちで考え、つくり育てることを基本に、心ふれあう地域コミュニティの形成に努める。	危険箇所点検、防災タウンウォッチング、河川愛護作業、道路愛護作業、新年の集いなど
青少年育成部会	子ども育成会、小中PTA、自治会、民生委員、児童委員、学校長、保育園幼稚園、青年団など	地域の将来を担う人材を育て健全な青少年育成を図るために、各種団体等が連携を図りながら人づくりに努める。	地区子どもスポーツ大会、子ども育成講演会、街頭パトロールなど
健康福祉部会	地区体育協会、体育指導委員、自治会老人クラブ、生活研究グループ、保健福祉推進員、民生委員など	健康を通じた生活の充実と思いやりのある地域福祉社会の形成に努める。	地区スポーツ大会、地区グラウンドゴルフ大会地区大運動会、健康講演会、保健栄養相談など
環境整備部会	自治会、校区衛生自治団体連合会、地区交通安全協会、地区防犯協会など	安全で快適な生活環境を求めて環境の保全と改善・向上に努める。	河川愛護作業、道路愛護作業、防犯パトロール、リサイクル研修会、地域美化活動など
地域づくり部会	生涯学習振興会、商店街振興会、自治会、女性団体など	地区住民が学習などにより自らの資質を高められるよう、地域活動や文化活動の積極的な推進に努める。	文化祭、イベント、夏祭り、伝統芸能、文化財等の保存伝承など

※地域の実情や規模により、構成団体や事業内容等は変わると考えられます。

# 11. 地区コミュニティ協議会組織イメージ（例）

